

○尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例

平成11年12月21日

条例第36号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立すこやかプラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 少子・高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資するための施設としてプラザを設置する。

(位置)

第3条 プラザの位置は、尼崎市七松町1丁目3番1—502号とする。

(事業)

第4条 プラザは、第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者等の居住環境の改善その他自立の支援に関すること。
- (2) 子育ての支援に関すること。
- (3) 世代間の交流に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(平25条例29・一部改正)

(一時預かりルームの利用の資格)

第4条の2 プラザの一時預かりルームを利用することができる者は、乳幼児（生後6月に達する日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者で規則で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。）とする。

(平25条例29・追加)

(利用の許可)

第5条 プラザの多目的ホール又は一時預かりルームを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平25条例29・一部改正)

(使用料)

第6条 前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例54・平25条例29・一部改正)

(原状回復義務等)

第7条 自己の責めに帰すべき事由によりプラザの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平25条例29・一部改正)

(プラザの管理)

第8条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平17条例54・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の選定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、プラザの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) プラザの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平17条例54・追加、平25条例29・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例54・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。
- (3) プラザの多目的ホール及び一時預かりルームの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) プラザの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(平17条例54・追加、平25条例29・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、プラザの管理を行わなければならない。

(平17条例54・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例54・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年5月10日規則45で、平成12年6月1日から施行)

付 則 (平成17年10月25日条例第54号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1)～(21) 略

(22) 第22条中尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例第9条を同条例第14条とする改正規定及び同条例第8条の次に5条を加える改正規定(第9条から第11条までに係る部分に限る。)

(23) 略

(24) 次項から付則第4項までの規定

(選定の特例)

2 (略)、尼崎市立すこやかプラザ(略)については、この条例の公布の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定に基づきそれぞれの公の施設の管理を受託している者を、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定を受けるべきものとして選定することができる。

3 市長(尼崎市立社会体育施設にあっては、教育委員会。以下同じ。)は、前項の規定により選定を

する場合は、指定管理者の指定を受けようとするものをして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他市長が別に定める書類を提出させるものとする。

付 則（平成22年 3 月 30日 条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則（平成25年 3 月 26日 条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定の施行の際同条の規定による改正前の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて同条の規定の施行の日以後のプラザの多目的ホールの利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、同条の規定による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づくプラザの多目的ホールの利用に係る使用料を納付したものとみなす。

付 則（令和 7 年 3 月 25日 条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 項の表多目的ホールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立すこやかプラザの多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日前の多目的ホールの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後の多目的ホールの利用に係る利用許可（尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関す

る条例第6条第1項に規定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表

(平22条例25・平25条例29・令7条例23・一部改正)

1 部屋の使用料

1 部屋の使用料

区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
多目的ホール	ABC	8,700円	11,700円	13,000円
	AB	6,500円	8,700円	9,700円
	BC	6,500円	8,700円	9,700円
	A	2,200円	3,000円	3,300円
	B	4,300円	5,700円	6,400円
	C	2,200円	3,000円	3,300円
一時預かりルーム		乳幼児1人30分につき 350円		

摘要

1

多目的ホールの項のA、B及びCの表示は、分割して利用することができる多目的ホールの床の区分をいう。

2

一時預かりルームを利用しようとする時間が1時間に満たないときは、利用時間を1時間とする。

3

一時預かりルームを利用した時間が利用許可を受けた利用時間を超えた場合において、その超えた時間（以下「超過時間」という。）が30分に満たないとき又は超過時間に30分に満たない端数があるときは、これらを30分とする。

4

本市の区域内に住所を有しない者（本市の区域内に存する学校等に通学し、又は本市の区域内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、この表（摘要4を除く。）に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 付属設備の使用料

1 件 1 回 1 時間につき、1,000円以内で規則で定める額